

審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度 第10回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成26年10月20日（月） 午後3時00分から4時40分まで		
開催場所	座間市役所 5-3会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、長野基、西村弘、小野田順子、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、萩原富美男		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0 人
議題	答申書の確認について、市民報告会について		
資料の名称	<b>【資料】</b> ① 会議次第 ② 答申書案 ③ 市民報告会資料		
会議の内容	<b>◇次第</b> 1 開 会 2 委員長あいさつ 3 議 題 (1) 答申書の確認について (2) 市民報告会について 4 閉 会		

<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>◇議題</p> <p>(1) 答申書の確認について</p> <p>事務局より、答申書の内容についての説明がありました。また、条例第2条第3項第5号の公益団体の中の間接法人について、中間法人法が廃止されているので、記載についての意見を委員に求めました。</p> <p>委員長より、答申書の内容について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申の「切望します。」を「期待します。」に変えた方がいいのではないか。</li> <li>・ 答申書資料の9.市民報告会とは何の事ですか。</li> <li>・ 12月に行う予定の報告会について、今後こういうことやっていきますということで入れました。</li> <li>・ 報告会は、既に予定されていることなので、入れて構わないと思います。</li> <li>・ 答申書資料の1.施行規則がありますが、これはあくまでも案ですね。</li> <li>・ 諮問は受けていないので、「試しに作成してみた」程度にとどめておいた方が良いでしょう。</li> <li>・ 「試案」をつけた方が良いでしょう。</li> <li>・ 施行規則を正式名称で記載してください。</li> <li>・ 答申書資料の4.条例策定に際して・・・とは何ですか。</li> <li>・ 条例の特徴であった多様な協働の部分や、ワーキンググループを組織して行ってきた内容を盛り込みたいと考えています。</li> <li>・ もしそのような内容ならば、答申書資料の最初に記載する方がよいと思います。</li> <li>・ 答申書資料の5.アンケート調査はワーキンググループが行ったということをごどこかに記載した方がいいのではないかと。</li> </ul> <p>委員長より、条例第2条第3項第5号の公益団体の中の間接法人について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間法人法が廃止されているので、中間法人という文言は使わない方がいいですか。</li> </ul>
-------------------------------------	--

- ・中間法人法が平成20年に廃止されているので、使うのはおかしいのではないか。
- ・協働組合以外何かないですか。
- ・共益団体には協同組合も共済組合も入ってくるので、たくさんある中でたまたま中間法人がなしだということであれば、取ってしまったもよいのではないか。協同組合が市民にとっては一番身近だし、数も多いので、中間法人はそもそも法として存在している期間が短いので、数が少ないということです。
- ・では中間法人は削除することにします。

◇議題（2）市民報告会について

ワーキンググループ委員より、市民報告会（案）について説明がありました。

委員長はこれを受けて委員に意見を求め、内容について検討した。

ワーキンググループ委員はその内容を踏まえて、市民報告会の内容を次回会議までに精査することとした。

委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。